

## 重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 訪問看護担当者

利用者のご相談に応じる担当者は、下記が担当いたしますので、ご不明な点などありましたら、何でもお気軽にご相談ください。

担当者	松下美佐子
電話番号	0964-41-2101
FAX 番号	0964-53-2121

### 2 済生会みすみ病院 訪問看護ステーション みすみの概要

事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所	済生会みすみ病院 訪問看護ステーション みすみ
所在地	熊本県宇城市三角町波多775番地1
介護保険指定番号	4361390190
通常のサービス提供地域	宇城市・上天草市・宇土市

\* 上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### 3 事業の目的、理念、運営方針

<目的>

- ・介護が必要になった状態でも、利用者が可能な限り、在宅療養の場において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の維持向上を行います。
- ・訪問看護の提供により、再入院率の高い慢性疾患などの在宅管理を行い、療養生活の充実を図ります。
- ・利用者、家族が望む療養場所で、安心した療養が継続できるよう多職種と支援します。
- ・在宅療養の充実を図るため、周辺地域の医療機関、在宅介護事業所、福祉施設などとの連携をさらに深める役割を果たします。

<理念>

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、利用者・家族の思いに寄り添い、状態やニーズに合わせた支援を行います。

#### <基本方針>

- ・必要な知識と技術を磨き、安心・安全な看護を実践します。
- ・利用者および家族の立場に立ち、生活を共に支え、寄り添った看護を提供できるよう努めます。
- ・地域の医療・保険・福祉サービス等と連携を図り、利用者・家族に必要なサービスを提供します。

#### 4 本事業所の職員体制（2023年10月1日現在）

当事業所では、利用者に対して訪問看護を提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職 種	員数体制
管理者（看護師）	1名
看護師	2.5名以上

#### 5 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日 ～ 土曜日
営 業 時 間	月～金 8：30 ～ 17：00 土 8：30 ～ 12：45

※訪問看護は24時間緊急時対応の臨時訪問も行っています。

#### 6 サービス利用の利用方法

訪問看護計画書の内容に沿ってサービスを提供いたします。

訪問看護計画書、サービス提供の状況、目標達成等の評価も一定期間毎に説明いたします。

利用者の記録等は完了後、5年間適正に保管し、利用者の求めに応じ閲覧や、又は実費負担によりその写しを交付します。

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下票のキャンセル料金をいただくことがあります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：済生会みすみ病院訪問看護ステーションみすみ0964-41-2101）

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族にご連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性がある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用は休止させていただきます。

だきます。

## 7 緊急時の対応方法

- 1) 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
ケアマネジャー	氏名	
	連絡先	

## 8 事業所における個人情報の利用目的について

事業所では、訪問看護を安全・確実にご提供するために、個人情報保護法に基づく「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に従い利用者の皆様の個人情報の取り扱いを次のように行います。

- 1) 利用目的に関して
  - ①提供する訪問看護サービスの実施
  - ②医療保険事務・介護保険事務
  - ③訪問看護の調整や管理
  - ④会計・経理
  - ⑤医療事故等の報告
  - ⑥当該利用者への訪問看護サービスの向上
  - ⑦訪問看護の質の向上を目的とした院内看護研究
  - ⑧その他、訪問看護ステーションの管理運営業務

2) 情報提供に関して

- ①医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス提供者等との連携に関する情報提供
- ②医療機関・介護サービス事業者からの紹介への回答
- ③サービス利用のため、主治医等の意見・助言を求める場合
- ④家族等に対する病状等の説明
- ⑤訪問看護事業総合保障制度に係る専門の団体、保険会社への相談または届出
- ⑥審査支払機関へのレセプトの提供
- ⑦審査支払機関または保険者からの紹介に対する回答
- ⑧その他、利用者に対する医療保険・介護保険事務の利用

3) その他の利用目的に関して

- ①医療・介護・保険サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
- ②外部監査機関に対する情報提供
- ③学生実習や症例検討を行う場合
- ④医療の進歩のための匿名化した上での利用（事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は原則として、ご本人の同意を得ます）
- ⑤生命・身体・財産保護・公衆衛生の向上等について公共団体からの協力依頼の場合お申し出ください。お申し出がない場合については、同意いただいているものとさせていただきます。また、お申し出は撤回・変更することができます。

10 防災および災害発生時の対応などについて

- 1) 利用者および利用者の後見人または利用者の家族は事業所に対して、居住する地域の洪水・土砂・浸水など危険想定区域に関する情報を提供します。

災害発生時の被害想定区域：土砂・洪水 津波 高潮 その他

- 2) 利用者および利用者の後見人または利用者の家族は事業所に対して、防災及び災害発生時の避難場所・方法についての情報を提供します。

避難場所：

- 自治体などが指定する避難所（施設名： \_\_\_\_\_）
- 安全な親戚や知人の家（ \_\_\_\_\_ 氏宅）
- 安全なホテル・旅館（ \_\_\_\_\_ ホテル・旅館）
- 屋内安全確保

\*屋内安全確保とは以下の3つの条件を確認し自宅に居ても大丈夫かを確認してください。

- ①自宅が家屋倒壊等氾濫危険区域に入っていない
- ②浸水深よりも居室が高い位置にある

③水が引くまで我慢ができ、水・食料などの備えが十分にある

\*家屋倒壊等氾濫危険区域および水が引く時間などはハザードマップに記載がない場合があるので自治体にお問い合わせください。

3) 事業所は、利用者および職員の安全を最優先に、防災・災害発生時の対応指針に基づき対応します。

○土砂災害に関する情報・避難情報など警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、利用者・職員の安全確保の観点から営業を中止・中断することがあります。

○訪問中などの業務中に、警戒レベル4（避難指示）以上などが発令された場合や、浸水など危険が予測される場合は、業務を中止し利用者・職員の安全を確保するための対応を行います。

○利用者の避難所などへの避難（移動）については、原則ご家族・キーパーソンの責任において行ってください（緊急時の場合を除く）。

○当院は救急指定病院であるため災害時の避難所としての指定は受けておりません。避難所など安全な場所へのご移動をお願い致します。

4) 防災および災害発生時の対応については緊急連絡先（ご家族など）へ連絡します。

#### 【緊急連絡先】

緊急時連絡先①（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	
緊急時連絡先②（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	

\*日中連絡が取れる電話番号（携帯電話・スマホ・勤務先など）を記載してください

#### 1.1 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

#### 1.2 身体拘束について

事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、社会福祉法人恩賜財団 済生会みすみ病院 身体拘束実施基準・手順に基づき、利用者、利用者のご家族等に十分な説明と同意を得た上で行います。

### 1.3 ハラスメント対策

- 1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

### 1.4 業務継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症等や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に必要な研修及び訓練を実施するものとします。

### 1.5 サービスについての相談・苦情などの窓口

済生会みすみ病院訪問看護ステーション みすみ TEL：0964-41-2101  
相談・苦情受付担当者氏名           松下 美佐子          

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

#### ◎サービスについての相談・苦情の公的機関窓口

当事業所の相談窓口	所在地	熊本県宇城市三角町波多775番地1
	電話番号	0964-41-2101
	FAX 番号	0964-53-2121
	受付窓口	(担当者) 松下 美佐子
	受付時間	午前9時 ~ 午後5時
宇城市健康福祉部 高齢介護課	所在地	熊本県宇城市松橋町大野85番地
	電話番号	0964-32-1111
	FAX 番号	0964-32-0110
	受付時間	午前8時30分~午後5時15分
上天草市健康福祉部 高齢者ふれあい課	所在地	熊本県上天草市松島町合津3538番地3
	電話番号	0969-56-1111
	FAX 番号	0969-56-0747
	受付時間	午前8時30分~午後5時15分
熊本県国民健康保険 団体連合会	所在地	熊本県熊本市健軍2丁目10号
	電話番号	096-214-1101
	FAX 番号	096-214-1105
	受付時間	午前8時30分~午後5時15分

ご利用料金について

◎介護保険が適応される場合

(1) 利用料は法に基づき、介護報酬基本料金の1割または2割の負担をいただきます。  
また、介護給付限度額を超えた場合は、全額自己負担となりますのでご了承ください。

訪問	所要時間	介護		介護予防	
		基本料金	自己負担金	基本料金	自己負担金
看護師	20分未満	3,140円	自己負担金は 基本料金に負担割合 1～3割を乗じた額	3,030円	自己負担金は 基本料金に負担割合 1～3割を乗じた額
	30分未満	4,710円		4,510円	
	30分以上1時間未満	8,230円		7,940円	
	1時間以上1時間30分未満	11,280円		10,900円	

◎早朝（午前6時～午前8時）及び夜間（午後6時～午後10時）25%増し

◎深夜（午後10時～午前6時）50%増し

(2) その他サービスの加算料金は、下記のようになっています。自己負担金は1・2割の負担となります。

	項目	基本料金	内容
<input type="checkbox"/>	特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	特別な管理を要する利用者に、計画的に管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定いたします。
<input type="checkbox"/>	特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,000円	利用者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定いたします。
<input type="checkbox"/>	サービス体制強化加算	60円	研修及び経験が豊富な人員配置を強化し安定した質の高いサービスを提供するために、1回毎に算定いたします。
<input type="checkbox"/>	初回訪問加算（Ⅰ）	3,500円	病院、診療所から退院した日に初回の訪問を行った場合、算定いたします。
<input type="checkbox"/>	初回訪問加算（Ⅱ）	3,000円	病院、診療所から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合、算定いたします。
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算（Ⅰ）	2,540円	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合に算定いたします。
	口腔連携強化加算	500円	口腔の健康状態を評価し、その結果を歯科医療機関及びケアマネジャーへ情報提供を行った場合に、1ヶ月に1回算定します。
	専門管理加算	2,500円	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画の管理を行った場合算定いたします。
	ターミナルケア加算	25,000円	利用者に対し、死亡前24時間以内にターミナルケアを行った時に、死亡月に1回算定いたします。

◎医療保険が適応される場合

利用者が病名によって末期癌や難病患者等である場合または急性増悪等により、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合、診療報酬に基づいたサービス利用料金をご負担いただきます。

	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回まで	5,550円
	訪問看護基本療養費Ⅰ	週4日以降	6,550円
<input type="checkbox"/>	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による訪問		12,850円
<input type="checkbox"/>	基本療養費Ⅱ	週3回まで	5,550円
<input type="checkbox"/>	(同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	週4回以降	6,550円
	訪問看護管理療養費1	月の初日の場合	7,670円
		月の2回目～	3,000円
	難病等複数回訪問加算	1日2回訪問追加料金	4,500円
	難病等複数回訪問加算	1日3回訪問追加料金	8,000円
	長時間訪問看護加算	週1回	5,200円
	夜間・早朝訪問看護加算		2,100円
	深夜訪問看護加算		4,200円
<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算	月1回	6,800円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算	看護師・理学療法士等と同行(週1回)	4,500円

	緊急訪問看護加算1(月14日目まで)	2,650円
	緊急訪問看護加算2(月15日目以降)	2,000円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算	2,500円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算(重症度の高い場合)	5,000円
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	8,000円
<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算(特別管理加算の対象者)	2,000円
<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	6,000円
<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	3,000円
<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円
	訪問看護情報提供療養費	1,500円
<input type="checkbox"/>	専門管理加算	2,500円
	訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
	ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)	780円



ベースアップ評価料Ⅱ（月1回）	450円
-----------------	------

【事業所名および所在地】

事業所指定番号【 4361390190 】

済生会みすみ病院訪問看護ステーション みすみ

熊本県宇城市三角町波多 775 番地 1

管理者 松下美佐子

重要事項説明者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

上記の説明を受け、了承しました。

西暦 年 月 日

説明を受けた人：  本人  家族・その他（続柄など： \_\_\_\_\_）

署名： \_\_\_\_\_

附 則

2023年10月 初版

2024年6月1日 改訂

2024年10月11日 改訂

2025年1月17日 改訂